

# 「災害共済給付制度」申請について

尚志高等学校保健室

## 学校管理下<sup>※1</sup>で災害(負傷)し、病院を受診した

※1下記参照

医療費助成で **無料** で受診した

保険証を使い **3割分** 支払った

治癒までにかかった総医療費が 500点  
(5,000円)以上で申請可能

治癒までにかかった総医療費が 500点  
(窓口支払い1,500円)以上で申請可能

### ◎必要書類と配付します (保健室→生徒)

- ① 災害報告書【下書き】：本人が災害したときの様子を記入する用紙
- ② 医療等の状況：医療機関で記入してもらう用紙(病院と接骨院は用紙が異なる)
- ③ 調剤報酬明細書：病院の外で利用した場合、調剤薬局で記入してもらう用紙 等

### ◎書類を整備し、保健室に提出願います (生徒→保健室)

- \* 災害報告書に記入漏れはありませんか? ※無料受診は必ず「**無料**」と明記を!!
- \* 複数の医療機関を受診しましたか? ※受診した病院数の医療等の状況が必要です!!

### ◎学校でデータを入力し、申請します (保健室)

### ◎審査後、保護者口座に送金されます (学校→保護者)

### ◎領収書を保健室に提出願います (保護者・生徒→保健室)



## 災害共済給付について

日本スポーツ振興センターが行う共済給付制度です。これは、生徒が学校管理下で起きた負傷や疾病において、医療機関等で初診から治癒までにかかった医療費、障害見舞金、死亡見舞金を給付するものです。

### 学校管理下とは

授業中、休み時間、部活動、登下校中、学校行事等。

### 給付手続きは

上記「災害共済給付制度申請」に従って申請する。

給付期間 初診から10年間、申請することで給付される。

### 給付の対象、給付される金額

初診から治癒までにかかった総医療費が500点(5,000円)以上の場合が対象。給付額は、総医療費の4割。ただし、助成を受けた場合はその1割。

### 学校管理下でも給付の対象とならないもの

総医療費が500点(5,000円)未満のとき。治療から10年経過したとき。給付申請する時効2年が過ぎたとき。故意・過失による負傷。加害者のいる交通事故等。

## ●子どもの医療費助成制度(無料で病気やケガの治療を受けられる)に関する基礎知識●

### 子どもの医療費助成とは

福島県内に住所がある、18歳に達する年度の3月末までの子どもが病気やケガの治療を無料で行うことができる制度。助成を受けるためには、事前に市町村での手続き(登録)が必要。

### 医療費助成の内容

通常、各種健康保険が7割、自己負担(窓口支払い)を3割で受診しているが、この制度は、自己負担の3割分を県及び市町村が代わって負担するため、無料で受診することができる。

### 助成に関する注意

診察した際、窓口には保険証と共に受給証明(資格)書を提示しないと助成しない。また、健康保険が適用されないもの(予防接種、交通事故、薬の容器代等)は、助成対象とはならない。